

申 請

平成 2 4 年 8 月 2 8 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事 橋本 昌

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項に基づく平成 2 4 年 4 月 1 7 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両
県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるひらめ
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

1 解除を申請する理由

- (1) 出荷制限指示の根拠となるひらめが採取された4月7日以降、本県海域において、ひらめを検査対象として計画的に検査してきたところ、検出される放射性セシウムの値が最大で78Bq/kg (50Bq/kgを越えたのは4月の3検体 (それぞれ78、63、61Bq/kg) のみ) で、4月7日から8月8日までに採取された69個体の平均値は24Bq/kgと基準値を超えるものは全くない。
- (2) また、これまでの検査結果では、検出される放射性セシウム濃度は経時的に低下傾向を示している。

以上を踏まえると、今後も基準値を超えるひらめが出荷される可能性はないものと考えられる (表1: 検査結果、図1: 検査結果の推移) ことから、ひらめに関する出荷制限の解除を申請する。

2 出荷制限を解除する範囲

- (1) 本県北部海域は福島県海域と接しており、同県海域のひらめからは、依然として基準値を越える放射性セシウムが検出される事例もあることに配慮し、出荷制限を解除する範囲は以下のとおりとする (図2: 解除する範囲)。

北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるひらめ

- (2) なお、当該解除区域のひらめからは、昨年9月以降、100Bq/kgを越える放射性セシウムは検出されていない。

3 本県のひらめの漁獲と水揚げ状況

- (1) 本県では、約238tのひらめが主として底びき網、さし網、釣りにより漁獲され (平成20～22年平均)、このうち出荷制限解除水域では約202t (85%) 漁獲されている (表2: 漁獲量、表3: 操業可能隻数)。
- (2) さし網及び釣りは、従来からの漁業慣行、漁船の規模による行動範囲、ひらめの価格からくる経済性 (特に収入 (漁獲) と支出 (燃油代) との関係) より、漁船が所属する前浜での操業を基本としている。一方、底びき網は、県下水域を広域に操業している。

4 出荷制限海域でひらめが捕獲され流通されないための計画 (漁業許可及び操業実態の観点)

- (1) 県下には10の漁業協同組合が存在し、県内の全ての漁船はいずれかの漁協に属しており、水揚げの基本は所属漁協の港で行われている。これにより、漁港毎の水揚げのチェック・管理が可能である。
- (2) 昨年9月より、底びき網業界は、北緯36度38分より北の海域での操業を自粛し、操業は、当該ライン以南の海域で行われてきた。今般、県下漁業関係団体も、ひらめの漁獲は当該ライン以南の水域で行うことに合意している。なお、北緯36度38分より北には、平潟、大津、川尻の3漁協が位置（以下、「北部3漁協」）する。
- (3) さし網漁業に関しては、本県では漁船の規模が2t以上と2t未満で許可条件が異なる。2t未満船の操業許可海域は、所属漁協の共同漁業権漁場内であり、出荷制限海域内に漁場を有するのは北部3漁協所属船に限られる。また、2t以上船の許可海域は沿岸域を除く本県海域全域であるが、北部3漁協所属船には許可をしていない。従って、北部3漁協所属のさし網漁船が、ひらめを水揚げすることはない。さらにこれまでの操業実績や上記（2）から、本県中部及び南部の漁船が北緯36度38分より北の出荷制限海域で操業することはない。
- (4) 釣り漁業は本県では自由漁業（許可を要さず自由に操業可能）であるが、上記3記述の通り前浜操業を基本としており、上記（2）から、出荷制限海域内での操業は考えにくい状況にある（ひらめ釣りは操業形態（場所、航行速度等）より、判別が容易）。
- (5) 以上のように、水揚げ形態、漁業許可及び操業実態から、出荷制限海域内でひらめが捕獲され流通することは、防止できる。

5 出荷制限海域でひらめが捕獲され流通されないための計画（流通管理の観点）

上記4に加え、港別の流通管理の徹底を図るため、別添の「茨城県ひらめ出荷管理の取り扱い（以下「ひらめ管理取扱」という。）」に基づき、以下の措置を実施する。

- (1) ひらめを漁獲した位置を明らかにするため、ひらめを水揚げしようとする漁業者は、ひらめ管理取扱に基づき、「操業海域届出書」を記入し、水揚げ前に漁協（市場）へ提出する（なお、中南部の小型漁船等、非解除海域に移動して操業しないことが明らかな小型漁船については、漁期前に「操業可能申出書」を提出することで代用する）。漁協は、漁業者から提出された「操業海域届出書」により、ひらめの漁獲海域を確認した上で販売することとする（なお、届出書の記載内容は、必要に応じて、漁業者から漁船航行記録や操業状況の聴取により確認する。）。
- (2) 各漁協は、出荷に際し、既に産地表示を実施しているが、ひらめに関しては、漁協が「水揚げ証明書」を発行し、仲買人に流通先まで、表示を徹底（北緯36度38分以南の海域で漁獲されたものであることを明記）するよう指導する。

6 県による指導

- (1) 県は、漁業者団体及び流通関係団体に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱を文書等により周知するとともに、漁業者団体と連携し、出荷制限海域でひらめが漁獲され、流通しないよう指導を徹底する。
- (2) 県は、上記4(2)、(3)、(4)の措置が遵守されるよう漁業取締船により重点的に漁業監視を行うとともに、5の措置について必要に応じ操業海域届出書や水揚げ証明書の提出・発行状況を確認する。

7 ひらめ検査計画

(1) 検査頻度

出荷制限が解除された海域のひらめを対象とした検査は、北部(36度38分以南)、中部及び南部海域ごとに、それぞれ週3検体以上実施する。

出荷制限海域については、隔週毎に検査を実施する。

(2) 規制値を超える結果が判明した場合の対応

出荷制限が解除された海域から水揚げされたひらめから基準値を超える値が検出された場合には、即時に出荷制限が解除された全海域のひらめの出荷自粛を求めるとともに、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

表1 茨城県ひらめ検査結果(平成24年8月9日公表データまで)

(H23年9月以降)

産地	採取日	Ce合計
北茨城市沖	H23.9.14	150
	H23.9.30	39
	H23.10.2	90
	H23.10.11	75
	H23.10.19	87
	H23.10.25	66
	H23.11.1	54
	H23.11.7	113
	H23.11.16	129
	H23.11.23	49
	H23.11.28	41
	H23.12.13	63
	H23.12.15	34
	H23.12.20	64
	H23.12.20	40
	H24.1.6	73
	H24.1.18	42
	H24.1.30	50
	H24.2.3	28
	H24.2.13	43
	H24.2.20	42
	H24.2.23	40
	H24.2.27	44
	H24.3.7	41
	H24.3.13	42
	H24.3.15	44
	H24.3.20	34
	H24.3.22	137
	H24.4.2	68
	H24.4.6	163
	H24.4.17	27
	H24.5.7	44
	H24.5.21	42
	H24.5.24	20
	H24.6.15	16
	H24.6.21	22
	H24.6.25	19
	H24.7.12	29

産地	採取日	Ce合計	緯度	
日立市沖 36° 38' 以北	H23.10.11	62	36.43	
	H23.10.24	43	36.38	
	H23.11.8	38	36.38	
	H23.12.19	40	36.38	
	H24.1.11	123	36.38	
	H24.1.16	48	36.39	
	H24.2.27	35	36.41	
	H24.3.7	50	36.41	
	H24.3.15	27	36.41	
	H24.4.6	10	36.39	
	H24.4.17	28	36.40	
	H24.5.7	22	36.39	
	H24.5.19	29	36.40	
	H24.5.21	27	36.39	
	H24.6.25	13	36.39	
	36° 38' 以南	H23.9.10	59	36.34
		H23.10.3	60	36.34
H23.10.18		73	36.35	
H23.11.1		48	36.28	
H23.11.17		28	36.27	
H23.11.23		39	36.37	
H23.11.29		57	36.29	
H23.12.5		64	36.34	
H23.12.13		33	36.33	
H24.1.26		25	36.37	
H24.1.27	46	36.34		
H24.1.27	42	36.34		
H24.2.5	43	36.29		
H24.2.10	24	36.35		
H24.2.11	41	36.34		
H24.2.14	50	36.33		
H24.4.7	30	36.33		
H24.4.18	44	36.34		
H24.4.30	15	36.28		
H24.6.14	7	36.37		

産地	採取日	Ce合計	
東海村沖	H23.9.5	47	
	H23.11.15	40	
	H23.12.8	31	
	H23.12.14	31	
	H24.1.26	23	
	H24.1.27	49	
	H24.4.16	78	
	ひたちなか市沖	H23.9.9	29
		H23.10.8	41
		H23.11.9	39
H23.11.21		31	
H23.11.28		35	
H23.12.5		33	
H23.12.14		30	
H23.12.19		24	
H24.1.6		24	
H24.1.13		21	
H24.1.13		27	
H24.1.13		24	
H24.1.24		25	
H24.1.31		41	
H24.1.31		31	
H24.2.3		27	
H24.3.19		37	
H24.3.27		26	
H24.3.28		34	
H24.4.7		17	
H24.4.8		20	
H24.4.9		44	
H24.4.16		15	
H24.4.17		61	
H24.4.16		20	
H24.4.20		24	
H24.4.21		35	
H24.4.25		33	
H24.4.30		26	
H24.5.7		34	
H24.5.14		35	
H24.5.14		13	
H24.5.28		41	
H24.6.16		31	
H24.6.25		17	
H24.6.28		8	
H24.6.25		19	
H24.7.4		27	
H24.7.5		21	
H24.7.10		41	
H24.7.17	27		
H24.7.24	44		
H24.7.25	17		
H24.7.30	8		
H24.8.6	8		
H24.8.8	22		
大洗町沖	H23.10.23	36	
	H24.1.19	22	
	H24.2.9	19	
	H24.2.10	15	
	H24.2.20	16	
	H24.3.1	12	
	H24.3.7	18	
	H24.3.14	19	
	H24.3.21	18	
	H24.3.20	35	
	H24.4.2	14	
	H24.4.7	26	
	H24.4.25	22	
	H24.4.25	17	
	H24.5.14	14	
H24.5.30	12		
H24.6.27	9		
H24.6.25	17		

産地	採取日	Ce合計	
鉾田市沖	H23.9.6	39	
	H23.11.21	28	
	H24.1.29	24	
	H24.3.14	23	
	H24.3.15	19	
	H24.4.2	19	
	H24.5.31	11	
	H24.6.18	12	
	鹿嶋市沖	H23.10.12	30
		H23.10.18	31
H23.12.13		25	
H24.1.25		19	
H24.2.5		21	
H24.2.9		20	
H24.2.14		18	
H24.2.13		11	
H24.2.13		17	
H24.2.19		17	
H24.2.28		20	
H24.3.6		21	
H24.3.28		76	
H24.4.8		12	
H24.4.16		26	
H24.4.24	63		
H24.5.7	8		
H24.5.16	11		
H24.5.25	12		
H24.6.16	19		
H24.6.24	19		
H24.7.3	12		
H24.7.23	15		
H24.8.5	12		
神栖市沖	H24.1.31	18	
	H24.3.12	8	
	H24.3.13	17	
	H24.3.22	13	
	H24.4.1	21	
	H24.4.1	11	
	H24.4.15	35	
	H24.5.1	10	
	H24.5.9	11	
	H24.5.20	21	

表2-1 茨城県におけるひらめの年平均漁獲量(平成20~22年の3年間の平均値)

(単位:トン)

	底びき網	さし網	釣り	その他(定置)	合計
北緯36度38分より北での漁獲量	23	6	7	0	36
北緯36度38分以南の漁獲量	103 ※	74	17	8	202
	126	80	24	8	238

※漁獲量のうち、47トンは、県北部3漁協所属船の漁獲量

表2-2 茨城県におけるひらめの漁獲割合(平成20~22年の3年間の平均値)

	底びき網	さし網	釣り	その他(定置)	合計
北緯36度38分より北での漁獲割合	10%	3%	3%	0%	15%
北緯36度38分以南の漁獲割合	43% ※	31%	7%	3%	85%
	53%	34%	10%	3%	100%

※漁獲割合のうち、20%は、県北部3漁協所属船の漁獲割合

表3 茨城県における各漁協ごとのヒラメ操業可能隻数

市町村	漁協名	漁業種類別操業可能隻数 (単位:隻)			
		底びき網 (許可数)	さし網(2t未満) (許可数)	さし網(2t以上) (許可数)	釣り (実績数)
北茨城市	平潟	6	9	0	6
	大津	2	22	0	6
日立市	川尻	1	4	0	12
	久慈町	5	6	11	1
	久慈町会瀬支所	0	4	0	3
	久慈町河原子出張所	0	15	0	10
	久慈浜丸小	0	9	15	8
ひたちなか市	磯崎	0	14	13	16
	那珂湊	6	13	18	20
大洗町	大洗町	1	26	44	15
鉾田市	鹿島灘	1	5	61	10
鹿嶋市					
神栖市	はさき	2	2	55	2
合計		24	129	217	109

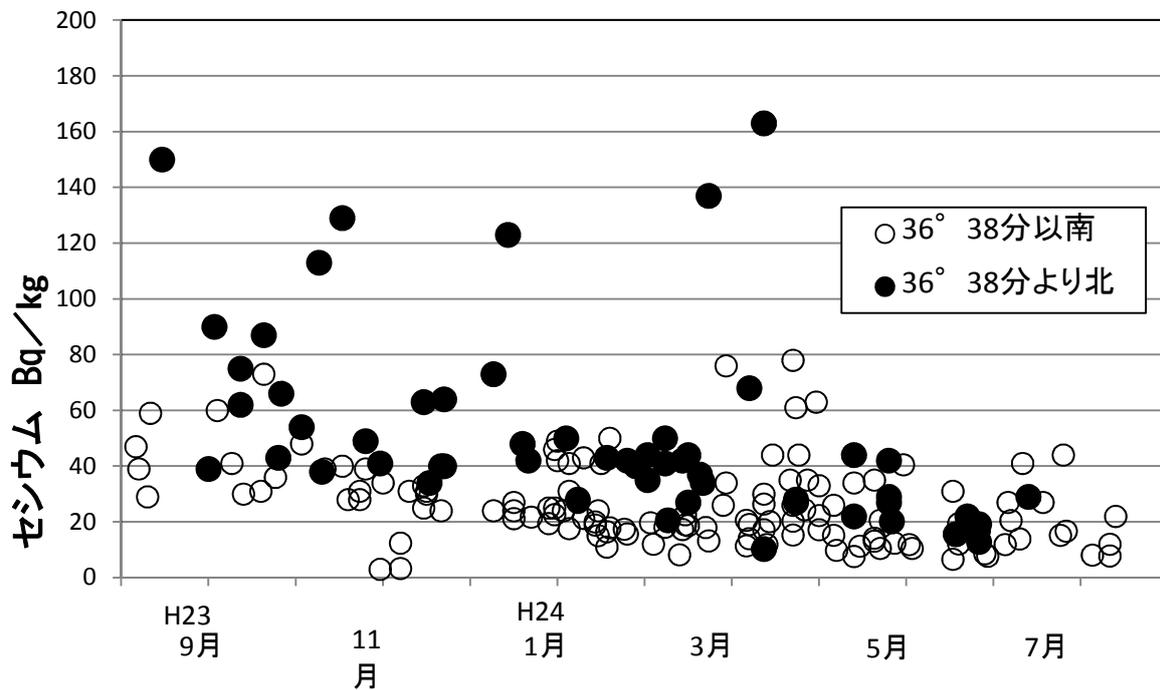


図1 茨城県のひらめの検査結果の推移

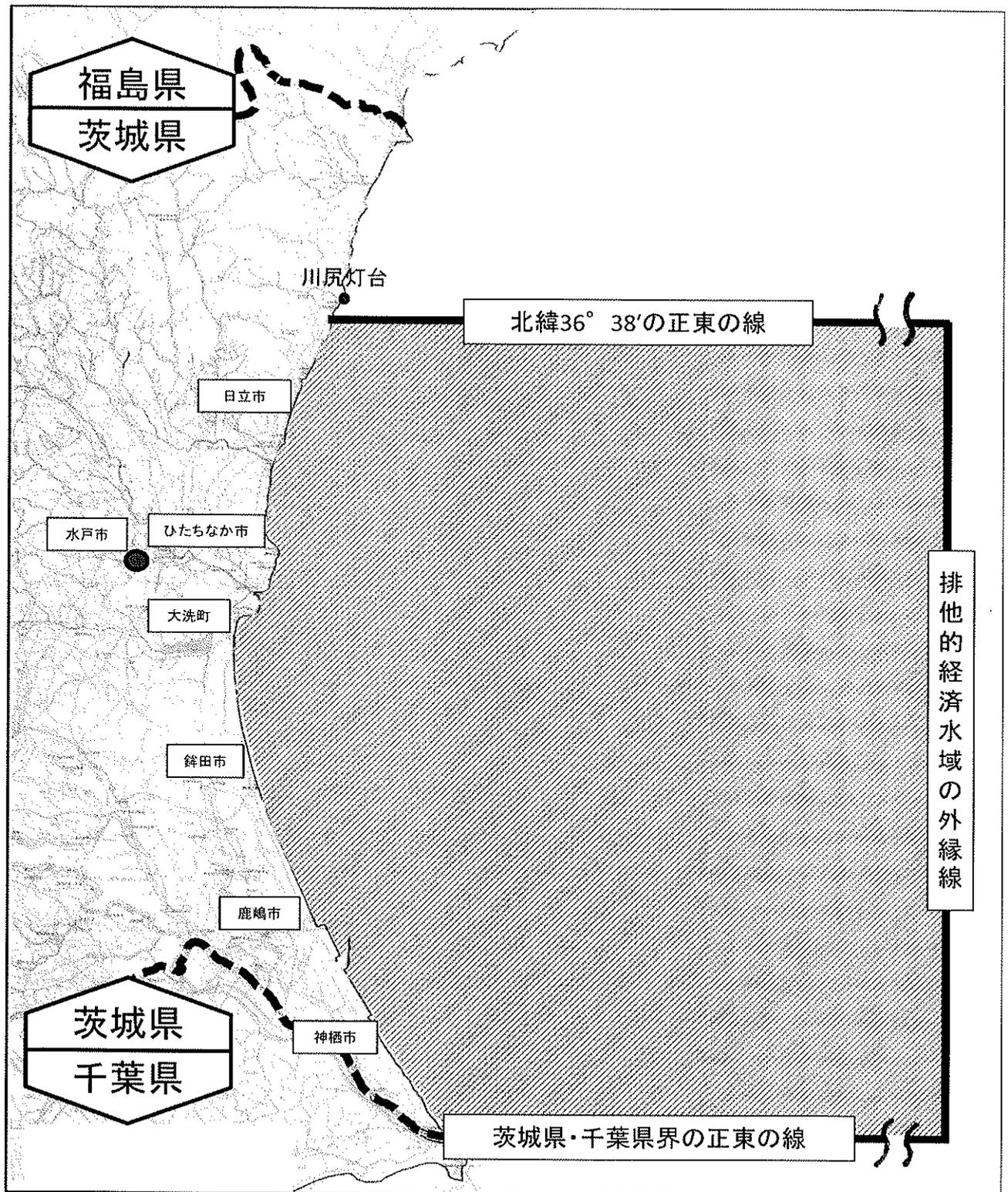


図2 ひらめの出荷制限を解除する海域

別添

茨城県

茨城沿海地区漁業協同組合連合会

茨城県ひらめ出荷管理の取り扱い

北緯 36 度 38 分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたひらめの出荷管理については、下記のとおり取り扱う。

1. 漁業者

- (1) 漁業者は、漁獲したひらめの位置を明らかにするため、操業海域届出書（別紙 1）を記入し、産地市場に水揚げする前に、市場へ提出する。
- (2) なお、漁業許可制度上、固定式さし網漁業（甲種）や雑魚建網漁業（漁業権）など、非解除海域での操業が認められない漁船や、ひたちなか市以南の漁協に所属し、漁船の能力（小型漁船）により、非解除海域まで移動し、操業できない漁船と県が認める場合には、漁期前毎に操業可能申出書（別紙 2）を所属漁協に提出するものとする。

2. 漁協

- (1) 漁協は、漁業者から提出された操業海域届出書により、ひらめの漁獲海域を確認した上で販売する。
- (2) 予め操業可能申出書を提出した漁業者が水揚げするひらめについて漁協は（1）に準じて取り扱い、販売する
- (3) 漁協は（1）、（2）に関し、届出書等の記載内容を確認するため、必要に応じて、漁業者から漁船航行記録の提出や操業状況の聴取により、適正と判断される場合には、販売するものとする。
- (4) 産地表示については、操業海域届出書等に基づき、水揚げ証明書（別紙 3）を仲買人に発行し、仲買人に流通先までの表示を徹底するよう指導する。

3. 茨城沿海地区漁業協同組合連合会

茨城沿海地区漁業協同組合連合会は、各漁協の指導団体として、県の要請に基づき、上記 1、2 について各漁協を指導、確認を行う。

4. 県

- (1) 県は、茨城沿海地区漁業協同組合連合会に対して、上記 1～3 について徹底するよう要請するとともに、必要に応じて各漁業協同組合にも確認を行う。
- (2) 県は、非解除海域におけるひらめ対象の操業が行われないよう、漁業取締船により重点的に漁業監視を行うとともに、必要に応じて操業海域届出書や水揚げ証明書の提出・発行状況等を確認する。

平成 年 月 日

漁業協同組合 殿

操業海域届出書

船名	丸
操業日	年 月 日
操業時間	時 分 ~ 時 分
漁業種類	
対象魚種	
操業海域	北部 ・ 県央部 ・ 南部 沖
操業位置	北緯 度 分 東経 度 分 ~ 北緯 度 分 東経 度 分
備考	

平成 年 月 日

漁業協同組合 殿

操業可能申出書

船名	丸
操業期間	年 月 から 年 月
漁業種類	
対象魚種	
操業海域※	第 ○ 号 共同漁業権内の漁場 又は ○ ○沖 から ○○ 沖の海域
備考	

平成 年 月 日

水揚げ証明書

品 目	ひ ら め
水揚げ日	平成 年 月 日
漁獲海域(産地)	

本日販売したひらめは、北緯36度38分以南の上記茨城海域で漁獲されたものです。

発行者 ○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○ 印

※ひらめの流通・販売において、漁獲海域（産地）表示を徹底するよう、お願いします。